



## ●今月は「川柳」を料理しちゃうぞ！

最近、暖かさを感じる日がだいぶ増えましたね。草木からも新芽が出始め、春を感じる今日この頃です。話は変わりまして、皆さん、サラリーマンの川柳コンクールが毎年行われているのをご存知ですか？

私は全く知らなかったのですが、公式ホームページ等を拝見してとても面白かったので、今回は「サラリーマン川柳」を料理しちゃいたいと思います。食べ物じゃないよ！との突っ込み大歓迎です。

では、サラリーマン川柳ですが、第一生命が1987年からスタートした川柳の公募型のコンクールになります。毎年行われており、今年で30回目になるそうです。そんなに前から行われていたんですね。ビックリです。

また、特徴としては、日常に起きる何気ない出来事を、ユーモアと風刺のセンスで表現した作品が多く、その年に流行した出来事など、まさに時代を映す鏡のような作品が多いことが挙げられます。わたくしも投稿された作品を拝見していて、どこか懐かしさを感じる川柳がいくつかありました。そして笑ってしまう作品も・・・。

ちなみに2016年の大賞作品は、「退職金 もらった瞬間 妻ドローン」になるそうです。ジワジワきますね。そして、個人的に好きな作品は、「わが家では 子供ポケモン パパポケモン」です。いかがでしょうか？

また、こちらの作品は第11回目の大賞作品ですので、なんと今から20年ぐらい前の作品になるんですね。最近「ポケモンGo!!」の影響もあり、ポケモンが再びブームとなりましたが、当時もかなりの人気でした。

まさに時代を映す鏡ですね。しかし、ポケモンの登場が20年も前だとは・・・月日が経つのは早いものですね。サラリーマン川柳、個人的に大変気に入りました。皆さんも、第一生命のホームページをぜひご覧下さい。



## ●おすすめ本「吉祥寺だけが本当に住みたい街ですか？」

東京の住みたい街ランキングで長年1位だった吉祥寺が、最近では恵比寿に抜かれ首位陥落してしまいました。その原因の一因とも言われているマンガ本をご紹介します。

不動産マンガといわれるこの本ですが、主人公もこれまでにないキャラクターで、おデブで個性的な双子（一人は読書とパンクが趣味の暗めキャラ、もう一人はヘビメタ好きの社交的なキャラ）。おデブだけに食欲旺盛で、お客さんにはタメ口、物件を案内するときに必ず買い食いをするフレンドリー&パンクな接客。

昔ながらの街の不動産屋さんに、そんな二人がいるのだから、最初にお店に入った女性客は「失敗したかしら？」と困惑します。しかし、その女性客の本当のニーズに合った物件を見事に紹介していき、その人の

人生までも前向きに変えていきます。ほとんどの女性客は、東京に出てきてよくわからないから、吉祥寺は人気があるから、ずっと吉祥寺に住んでるから、などの理由で住居を探しにやってきます。この二人は物件を案内する中で、顧客の思考や性格、本当に望んでいることなどを感じ取り、「じゃ、吉祥寺やめよっか」とほぼ強制的に他の街の物件を案内していきます。

東京のあまり聞いたことのない街や駅名だけど、こんな風情のある、こんなに素敵な街があったのかという発見があります。

出てくる街並み(商店街や公園、お店等)は、実在するもので、物件内容や家賃なども非常にリアルなので、見ていて東京の不動産事情の勉強にもなります。オススメ漫画のひとつです。

## ●がん患者の就労支援について考えてみました

そろそろ足裏リフレクソロジーの話も飽きてきたと思いますが、本稿脱稿時も定期的にメンテナンスしています。継続がきっと奏功することを祈って。

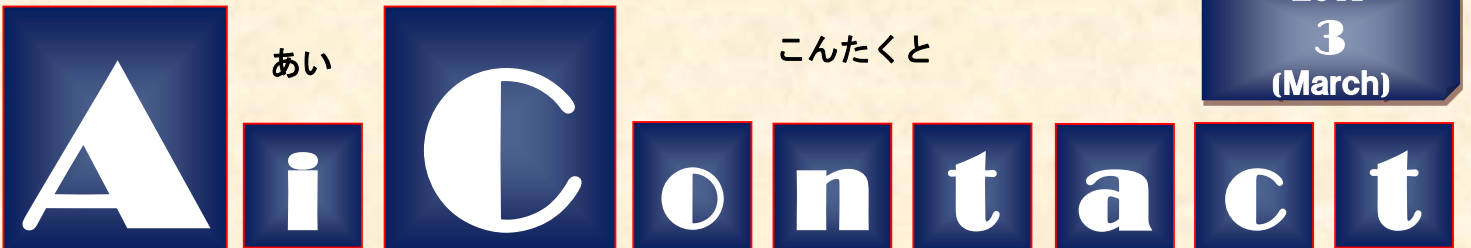
さて、先日ですが、がんにかかったあとの就労支援の話聞いてきました。生活習慣病とは違い、いつ遭遇するかかわからない病気です。家系とよく言われますが、Dr.の言葉を借りると、遺伝子に傷がついたのが原因となることが多いとのこと。定期的な検査が大切ですね。

それより以前に、アメリカで、がんのセカンドオピニオンのサポートをされている方のお話も聞きました。日本でのセカンドオピニオンよりも正確で、日本ではまだ承認されていない治療方法や薬剤の使用もあるので、生存率もあがるのだそうです。

とはいえ、なかなかアメリカまで行くことも困難なことが多いですので、限られた中で治療を行わなければなりません。

その方の話の中で、検診はなんでも受ければ良いというわけではなく、科学的根拠に基づいて受けることで、確実に死亡する確率が減るとのこと。日本では、胃や大腸、肺、乳がんの検査は40歳以上となっています。しかし、これは問診などの検査であって、アメリカでは大腸内視鏡の検査は50歳から義務付けられているそうです。自分の体は自分で守らなければならないということはどこも同じのようです。

いずれにしても、食事のバランスもそうですが、喫煙や飲酒の生活習慣も重要です。僕は、タバコは社会人になる前にやめましたが、お酒はほぼ毎日飲んでます。百薬の長という言い方もありますので、薬になる程度の嗜み方を心がけなければいけないことは重々承知の上で(反省)。



### 【今月号のLINE UP】

- ・ <特集> 年金受給資格期間の短縮
- ・ ネットでもわかる人事労務基礎講座
- ・ 経営者のための「9つの力」「時間外労働の上限設定」
- ・ SANO's Kichien 「今月は川柳を料理しちゃうぞ！」
- ・ ぶらりゆらり大人の休日「おすすめ本」
- ・ ノリNoriダイアリー「がん患者の就労支援について」

### 梅の花 (2017.2.26)

地元の森林公園を散歩していたら、綺麗な梅の花が咲いていました。別名で春告草(はるつげぐさ)とも呼ばれる、まさに春のおとずれを感じさせる花です。色は定番の白から、こちらのようなピンク色のものまで様々です。朝日に照らされた梅の花は、とても神秘的でした。

## AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします



## 社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email [info@sr-aijimusho.co.jp](mailto:info@sr-aijimusho.co.jp)

8月より、年金の受給資格期間が25年から10年へ短縮されます。この改正によりあらたに約64万人の受給権者が増えると推計されています。対象となる人には、2月下旬から順次、請求書が発送されることになっており、事前受付にも対応することになっています。現時点で判明している事項について解説します。

## ●改正の概要と注意点

現在、老後の年金（老齢年金）を受けるためには、原則、公的年金に25年以上加入することが必要です。これが10年に短縮されます。いわゆる「無年金問題」を解消することが政府の狙いです。期間不足で事実上掛け捨てになっていた人が救済されるのは喜ばしいことですが、「10年払えばいい」というような誤解が浸透してしまうと低年金者が増える懸念があります。また遺族年金を受けるための必要期間は改正後も25年のままです。改正内容の正しい理解が求められます。

### ◆改正後、受給資格期間が10年に短縮される主要な年金

- ・老齢基礎年金、老齢厚生年金
- ・特別支給の老齢厚生年金
- ・寡婦年金

### ◆改正後も従来までの期間が必要となる主要な年金および加算額

- ・遺族基礎年金、遺族厚生年金の長期要件にかかる必要期間（25年）
- ・加給年金の必要期間（20年）
- ・中高齢寡婦加算にかかる必要期間（20年）

## ●請求書の発送スケジュール

今回の改正によりあらたに受給権を得られる人には、2月下旬より請求書が事前送付されます。

発送時期	生年月日
平成29年2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日
平成29年3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日
平成29年4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日
平成29年5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日
平成29年6月下旬～7月下旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日

**POINT!**  
レモン色の封筒で届きます。



請求手続きについて、今回の改正が特異なのは改正時期である8月を待たずに、3月から受付が開始されることです。事前に手続したとしても実際に支給が開始されるのは8月分となりますが、8月直前は窓口が混雑することも見込まれるため、事前の請求をするとよいでしょう。



## ●問答有用Q&A 【Q】この改正によって、年金をもらえそうな人に確認すべきことは何ですか？

【A】年金の受給資格期間が10年に短縮された場合、従来以上に「カラ期間」の確認が必要になります。カラ期間とは正式には「合算対象期間」といい、年金額には反映されないが、受給資格期間にはカウントされる期間をいいます。一例として、昭和36年4月から昭和61年3月までの期間で会社員か公務員の妻であった期間があります。（20歳以上60歳未満）

もうひとつは、海外の年金制度に加入していた期間があるかどうかです。10年の期間には社会保障協定を結んだ国での滞在期間を通算できるとされており（英、韓、イタリアを除く）、今後短期滞在の外国人が帰国する際には将来の手続き上のアドバイスも必要です。



登場人物



おじさん⇒元社労士事務所の代表。現在は息子に事務所を任せてのんびりと年金生活を送っている。



シロ（猫）⇒昔、河原に捨てられているところをおじさんに拾われて以来なついてしまった。キャットフードを扱う会社に入社し、恩返しすべく日々奮闘中。

## ●マイカー通勤費の非課税限度額について

シロ「ここ掘れニャンニャン♪ここ掘れニャンニャン♪」  
おじ「どうしたシロ？ここを掘れと言っておるのか？」  
シロ「ここ掘れニャンニャン♪ここ掘れニャンニャン♪」  
おじ「わっはっは！コレコレ！花咲じいさんじゃあるまいし、年寄りをからかうでないぞ！（笑）」  
シロ「ここ掘れニャンニャン♪ここ掘れニャンニャン♪」  
おじ「うーむ…壊れたレコードのように同じことしか言わん…も、もしや本当に大判小判が埋まっておるのか！？」  
シロ「ここ掘れニャンニャン♪ここ掘れニャンニャン♪」  
おじ「わ、わかったぞシロ！ワシに任せるのじゃ!!  
ザクザク！ザクザク！（フッフッフツ…長生きはするもんじゃのう…退職金と年金収入で悠々自適の生活を送るはずが…持病の治療費などがかさみ、近頃は心まで貧しくなってしまうおった…この大判小判を手に入れて第2の人生を存分に謳歌するのじゃ！）」

シロ「しっかりしてよ！第一、セリフの前の名前のところが、『ここ掘れニャンニャン人形』のときは、ひらがなの『しろ』になってるし！僕は、カタカナの『シロ』だよ！」  
おじ「し、しかしそんな細かいところ普通、誰も気づかんぞ…」  
シロ「とにかく…おじさんが無駄に文字数使っちゃったから、もう残りのスペースがほとんどないよ！今月のテーマはマイカー通勤の非課税限度額だよ！今から駆け足で行くよ!!!」  
おじ「わ、わかった…スマン…」

片道の通勤距離	1ヶ月の限度額	片道の通勤距離	1ヶ月の限度額
2Km未満	全額課税	25m以上35Km未満	18,700円
2Km以上10Km未満	4,200円	35Km以上45Km未満	24,400円
10Km以上15Km未満	7,100円	45Km以上55Km未満	28,000円
15Km以上25Km未満	12,900円	55Km以上	31,600円

シロ「ここ掘れニャンニャン♪ここ掘れニャンニャン♪」  
おじ「ここ掘れニャンニャン♪」  
シロ「ニャンニャン♪」  
おじ「ニャー————♪」  
シロ「……………お、おじいさん、何してるの…」  
おじ「（ハッ！）ど、どういうことじゃ…シロが2匹おる…」  
シロ「2匹って……やだなあ！おじいさんの横にいるのは『ここ掘れニャンニャン人形のしろ』だよ！ほら、この前、町内会のビンゴ大会の景品でもらってたじゃない？」  
おじ「（ガーン！）そ、そう言えばそうじゃったな…」

シロ「ねえねえ、おじいさん！車通勤の場合、通勤手当はどういう基準で支給されるの？」  
おじ「うむ。一般的なマイカー通勤の計算式は『往復通勤距離×平均月間所定労働日数×ガソリン単価÷平均燃費』となっておる。例えば、片道14Km、平均月間所定労働日数20日、ガソリン単価130円、平均燃費10Kmの場合、(14×2)×20×130÷10=7,280円を上表に当てはめると、1ヶ月につき、7,100円までは非課税、残りの180円は課税になる。しかし、所得税法では非課税限度額が決まっているだけなので、どのような基準で支給するかは各会社の規定次第じゃな。」  
シロ「さすが、おじいさん！いや～ホント勉強になるなあ!!!」

## 経営者のための「9つの力」

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえておくと、きっと社長の力になれる！というものをピックアップしてまいります。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

## ●働き方改革力③ 「時間外労働の上限設定について」

同一労働同一賃金の議論よりも、時間外労働の上限に関する方が現実味を帯びてきましたので、今月はこのテーマで考えてみます。

新聞報道では、「36協定を結べば青天井で残業をさせることができる」などとの表現をしていますが、決して青天井まで認めているわけではありません。大きな事件が起きるたびに取り沙汰されますが、あくまで労使協定の範囲内が原則なわけです。

ただ、そこが協定した時間よりオーバーしてしまっているためにそのように揶揄されることがあるだけというのが実態です。

国は、この上限を1ヶ月あたり60時間、年間720時間にしようというものです。人が生活していく上で、この程度の時間の方が健康面においては問題ないと思うのですが、会社の文化や競争力といった点で懸念

される企業も多いのではないかと思います。

しかしそこを、赤信号みんなで渡れば…ではありませんが、全体が同じ考え方にできればスムーズに制度が馴染むと思うのです。しかし、そんな中でも一人飛び抜けてやろうと思うのは経営者として考えることだと思いますので、考え方の修正は必要になってくるわけです。

労働局も労働基準監督署もこの件では大きく動きだしています。「過重労働撲滅特別対策班（通称：かとか）」の動きも激しくなることでしょう。

弊所も、今年の4月からの労使協定締結にむけて動き出します。適正な時間管理、労務管理、賃金の支払いは企業対従業員の安心にもつながりますので、みなさまの企業の安全のためにも、ぜひご協力いただきますようよろしくお願いいたします。